

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
全体	14	51.6	365,443	442,955	-	-	-	-
用務員	7	50.7	350,129	375,957	用務員	53.9	227,200	1.66
運転手A	4	49.8	357,400	492,119	自家用乗用自動車運転者	50.4	257,500	1.92
運転手B	2	57.0	413,600	586,546	営業用バス運転者	42.0	315,700	1.86
その他(ボイラー-技師)	1	54.0	408,500	428,100	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3カ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
用務員						1		1	2	1	1	1
運転手A						1		1			2	
運転手B											2	
その他(ボイラー-技師)										1		

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)適用

イ 各種手当

一般職員に同じ(七飯町人事行政の運営等の状況 参照)

ウ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号級(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、平成11年度より退職不補充としており、技能労務職員の業務を民間に切り替えるなどして純減を図り、最終的には配置を行わない。

給与面に関しては、一般職員と同じ行政職棒給表(一)を使用しており、急激な是正(行政職棒給表(二)への切り替え)は、調整を要するため困難だが、国、道、近隣市町の動向を注視し、適宜改正等を行うこととする。

3 具体的な取組内容

平成11年度から学校用務員を退職不補充とし、臨時職員を採用して定員削減を図っており、平成19年8月からスクールバス運転業務の民間委託を実施し、技能労務職員(運転手)の定員削減を図った。

4 その他

技能労務職員は退職不補充職種であるため、スクールバス運転業務、学校給食調理・配送業務等順次民間委託を行っており、今後も可能な業務に関して推進していく。

また、平成20年度に技能労務職に事務職への任用職種変更する制度を検討し、技能労務職員の早期定数削減を図る。